

平成23年度厚生労働省職業安定局 第一次補正予算（案）の概要

■東日本大震災に係る復旧支援■

10,872億円

〔一般会計：512億円 特別会計：10,360億円〕

雇用・労働関係の支援

1 雇用調整助成金の拡充	7,269億円
2 雇用保険の延長給付の拡充	2,941億円
3 重点分野雇用創造事業の拡充	500億円
4 特定求職者雇用開発助成金の拡充	63億円
5 被災者の就労支援	100億円

雇用・労働関係の支援

1 雇用調整助成金の拡充 7,269億円

〔うち特別会計：7,269億円〕

被災地域の事業主やこれらの事業主と一定規模以上の経済的関係を有する事業主を対象に次の特例措置を講じる。

- ・ 生産量要件の確認期間の短縮（3か月→1か月）等を実施する。（実施済）
- ・ これまでの支給日数にかかわらず、特例対象期間（1年間）中に開始した休業については、最大300日間助成金の対象とする。
- ・ 被保険者期間6か月未満の人を本助成金の対象とする暫定措置を延長する。

2 雇用保険の延長給付の拡充 2,941億円

〔うち特別会計：2,941億円〕

震災により休業を余儀なくされた人や離職を余儀なくされた人の雇用保険の基本手当の給付日数について、現行の個別延長給付（60日分）に加えて、更に60日分を延長する特例措置を実施する。

3 重点分野雇用創造事業の拡充 500億円

都道府県に設けた「重点分野雇用創造事業」の基金を積み増し、都道府県・市町村において、被災した失業者の雇用機会を創出する事業を実施する。

4 特定求職者雇用開発助成金の拡充 63億円

〔うち特別会計：63億円〕

「特定求職者雇用開発助成金」を拡充し、被災離職者及び被災地域に居住する求職者を雇い入れた事業主を対象に50万円（中小企業90万円）を支給する特例措置を実施する。

5 被災者の就労支援

100 億円

〔うち特別会計：88億円〕

(1) 東日本大震災による離職者への職業転換給付金の支給

4 億円

- ・災害救助法適用地域の被災離職者及び被災地域に居住する求職者等が求職活動や就職に伴う転居を行う際に、広域求職活動費（交通費実費、宿泊料）、移転費（交通費実費、移転料等）を支給する。
- ・被災離職者等が職業訓練を受講する際に、訓練手当等を支給する。

(2) 被災地における新規学校卒業者等への就職支援

15 億円

- ・「ジョブサポーター」を100人増員し、ハローワークの全国ネットワークを活用して、被災者向けの求人を全国で開拓するとともに、学校・自治体等と連携の上、学校や避難所への出張相談や就職までの継続した個別支援等を実施する。
- ・被災学生等を積極的に採用する企業による「被災学生等支援就職面接会」を東京等で開催する。

(3) ハローワークにおける就職支援対策

12 億円

- ・ハローワークの「就職支援ナビゲーター」を175人増員し、避難所において出張相談による職業相談や専門家による心の健康相談を行う。
- ・「求人開拓推進員」を30人増員し、被災者を積極的に受け入れる社宅付き求人等の開拓を行うとともに、開拓した求人等を対象に就職面接会を開催する。

(4) 被災者の就労支援を実施するための体制整備

70 億円

- ・被災地のハローワークに被災地以外から職員を派遣し、窓口の強化を図る。
- ・離職者の増加や休業事業所等の増加に対応した雇用保険、雇用調整助成金の円滑な支給及び住居・生活支援のため、相談員を949人増員する。
- ・震災により破損した庁舎やシステムの復旧工事を実施する。